



京都 YWCA

Asian People Together

2019年4月発行 No.109



## 時代の変化に沿ったより良い支援のため

APTが設立されてすでに27年余り過ぎました。その間に社会の状況も法律も変わり、それに伴って相談の内容も変化してきています。そのような流れの中でより良い支援をするために、私たち自身もっと勉強していく必要があると話し合っています。

最近私たちの中で最も話題になっているのが今年施行された「改正入管法」です。これに関しては自分たちでも勉強会を行い、他団体や公的機関が主催するセミナーなどにも参加しました。いずれは一般の人に向けての講演会なども行って社会に向けて発信できたらと考えています。

私たちの相談者には夫からDVを受けて相談をしてくるケースが多くあります。そして、その相談者たちのほとんどに子どもがいます。その子どもたちが両親のDVを目の当たりにしたり、子どもたち自身も親から暴力や暴言を受けたりすることによってどのような影響が子どもたちにあるのか、そのようなことを学ぶシンポジウムにも参加しました。

長くかかわっている相談者たちはすでに60歳代や50歳代後半になっています。その人たちの老後の問題にも今後注目する必要があります。すでに、在日韓国・朝鮮人、中国帰国者の高齢者のための施設などがありますが、その他の国にルーツを持つ高齢者が老後をどのように迎えたらいいのか、その人たちをどのように支援すればいいのか、そのようなことを考える講演会にも参加しました。

さらに、私たちが必要と感じているのは、対人支援や通訳の在り方について学ぶことです。これらに関しては、外部から講師を呼んで研修を行うことや、他団体と合同で研修を行うことなどを考えています。

このようにして、社会の変化に合ったより良い支援ができるよう努めています。私たちが学んだことをニュースレターなどを通じてみなさまと共有できれば幸いです。

(安藤 いづみ)

### 維持会費・ご寄付をいただいた方々（敬称略）

西原美那子、常光和穂、北垣由民子、林律、上内英子、上村愈巳子、川島康史、竹内昌代、阿久澤麻理子、木戸さやか、大畠泰次郎、東山正明、宇山進、大手理絵、神門佐千子、張善花、同志社中学校、同志社女子大学、同志社大学、同志社女子大学宗教部、希望の家カトリック保育園、平安女学院中高宗教センター、日本基督教団京都上賀茂教会、ノートルダム教育修道女会、ヌヴェール愛徳修道会本部修道院、大津恵子、杉山知子、山下真、菅原充子、仲本直子、嘉本伊都子、永井靖二、高山亨、森田園子、株式会社ビーコス、飯田奈美子、日本基督教団洛陽教会

**APT活動のためのご寄付、及び賛助会員を募集しております。**

賛助会員には年会費5,000円で年3回のニュースレターを送付いたします。

同封の用紙にてお振込ください。郵便為替：京都YWCAアパート 010050-5-7761

### \* \* \* \* \* 講習会報告 \* \* \* \* \*

#### 1. 改定入管法と内部勉強会

慌ただしく国会を通過した「新たな外国人材受け入れ制度」は、この4月より施行されました。私たちの受け入れ態勢は万全なのでしょうか？これまで APT に寄せられてきた相談内容は、法改正や世相を反映しその時々で変わってきました。これから私たちの活動にも影響を与える今回の改正、勉強会や研修会を通して理解を深めていくことになりました。

2月12日、滋賀県国際協会および滋賀県国際交流推進協議会共催により、大津市で開かれた「改正入管法セミナー」、3人の講師による3時間にわたるセミナーでした。まず大阪入国管理局からは「新たな人材の受け入れについて」で、制度の概要から新たな在留資格、受入れ機関と登録支援機関、出入国在留管理庁の設置についての話でしたが、具体的対応方法は実施寸前の3月に本省より通達があるまで詳細は不明とのことでした。次に、滋賀労働局からは「外国人労働者の動向および労働局の施策等について」でした。2018年10月に出た最新の統計を使い 140 万人の外国人労働者の国籍、在留資格、産業別、都道府県別の数字が挙げられました。最後は、地域国際化推進アドバイザー田村太郎氏による「外国人と共に暮らす地域づくりについて～雇用と生活支援を中心に～」でした。安価な長時間労働力を新たに外国に求めるという安易な発想から脱却し、多様な国籍の多様な在留形態で既に日本に暮らす外国人を、企業が目的や活用領域を明確にしたうえで彼らの特性をうまく生かせる雇用へと転換をはかるべきだ。と同時に一方的に同化を強いることなく、単なるすみ分けに終わらせずに、

違いを受け入れ共に変化して「共生」社会を作ることが必要なのだ、と問題の整理および解決への具体案を簡潔に示されました。

2月17日 APT の月例全体会議の後、上記セミナーを受け APT メンバーの土田さんを講師にさらにかみ砕いた勉強会を行いました。

人手不足を補うための外国人労働者受け入れは、戦前戦中の旧植民地からの強制連行、1990 年の日系移民の受け入れに続き今回が 3 度目である。キャリア・アップに繋がらない、家族帯同も許されない新たな在留資格「特定技能 1 号」は、既に「アジアの先進国」でない日本にどれだけの人が応募してくるのかかなり疑問視されている。技能実習制度の経験を踏まえて、待遇改善は若干されたものの監督機能がどれだけ働くのか、また彼らの生活を企業や自治体がどう支援していくのかが明確に定められていない。韓国や中国で行われている外国人労働者への手厚い受け入れ政策と比べて競争力が低いことは否めない。単なる外国人労働者問題としてその管理を強化するという捉え方ではなく、既に日本に滞在している方たちも含めて、地域コミュニティーの生活者として、社会がどう受け入れ「共生」していくかが大事なのではないか、と結ばれました。先のセミナーで学んだ知識を基に、メンバーからの活発な質疑や意見も交わされ、第2回内部勉強会はかなりな盛り上がりを見せました。

多文化共生委員の APT は、外国人の方たちが地域コミュニティーにスムーズに馴染み楽しく暮らしていく、そんな支援を目指していきたいと考えています。（浦）

## 2.友田明美医師の講演

### ～マルトリートメントについて学ぶ

昨年 12 月 21 日、私は配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議主催の「DV 被害者支援シンポジウム」に参加し、福井大学附属病院の現役の医師、友田明美氏の講演を聞くことができました。数か月前に友田医師の活躍が某 TV 番組で紹介されたのを見て、ぜひ友田医師の生の講演を聞きたいと思っていました。友田医師が講演の中で繰り返し使われていた言葉がマルトリートメントです。

マルトリートメントとは「不適切な養育」を意味することですが、講演を聞くにつれ不適切という簡単な言葉では済まされない重い結果を生み出す行為だということを知りました。親を含む周りの大達から

の虐待は、身体的な暴力だけでなく怒声や暴言、また面前 DV(両親間の DV を繰り返し目にする事)は子どもの発達しつつある脳に深刻な影響を及ぼします。そしてその影響は生涯にわたって続くのです。友田医師は MRI 画像等を使ってより具体的にわかりやすく説明されたため、満席の受講者達は皆熱心に聞き入っていました。折しもこの講演の約 1ヶ月後に千葉県野田市でおきた痛ましい事件が報道されました。

今回の友田医師の講演でマルトリートメントの厳しい実態を知りましたが、講演の最後に傷ついた脳は適切な治療・対応をすれば大人になってからでも癒され、回復するのだと言われました。その言葉を聞かされホッとしたのはたぶん私だけではなかったと思います。  
(西 正美)

## 新メンバー紹介

初めまして、昨年から APT の活動に参加させていただいています、ハイナ啓子です。長きにわたり、アメリカおりましたが、2010 年の夏に日本に帰国しました。7 年ほど前に YWCA を知り、スリフトショップのアクセサリー売り場に月に 2 度、1 時間ほど立させていただきました。

また、年に 2 度ほど開催されたバザーでは、出店者として自分で作ったアクセサリーを売ったこともあります。その時は、自分がこの YWCA で積極的に活動に参加するとは、思ってもみませんでした。

4 年少し前に、うららカフェが立ち上げられた時に声をかけていただき、カフェのホールに立ち、活動に参加することは楽しい、もっと参加してみたいと思うようになりました。

## ハイナ啓子さん

それ以来、カフェにおいて活動を続けてきました。他の分野での YWCA の活動にも加わってみたいと、参加したのが APT のオリエンテーションでした。夫がアメリカ人で、日本での生活では色々な方に助けられていることがあります、私がアメリカで経験した差別や偏見などによる心の痛みが、日本に住んでいる外国人の皆さんとの問題を理解し、何かの役に立てることにつながれば幸いです。よろしくお願ひいたします。



## 行事報告

2月2日、京都YWCAの「うららかふえ」にて、多文化カフェを開催しました。多文化共生委員会の主催で、日本語教室「洛楽」やAPTのメンバーが協力して今年度3回目の実施となりました。この日のランチは、マリルさん親子によるフィリピン料理の「アドボ」でした。マリルさんはAPTで時々通訳をお願いしているのですが、普段は小学校でフィリピン出身の児童たちの母語支援をしておられます。

さて「アドボ」は私もよく知っている料理でしたが、マリルさんの「アドボ」は全く別物の美味しさでした！“ミソ”は味噌ならず、お醤

## 多文化カフェ



油とお酢でした。お醤油はフィリピンのもので、日本のものより塩分が少ない代わりに甘みがあります。そしてお酢はココナツのお酢です。別物の美味しさに納得です。デザートにはバナナの春巻きもついて、充実のランチをたくさんの方に食べていただくことができました。また、同時に展示していたフィリピンのゲームや絵本に興味を示す親子連れもありました。多文化共生委員会の学習支援を受けているロシアや中国出身の中高生も給仕を手伝ってくれて、いろいろ多彩な人たちの居場所とすることができます。

(神門佐千子)



美味しいアドボとバナナ春巻き。完売でした！



日本のコミックや独特の日用品など。

## 最近の案件より 最適な機関／団体とどのようにつなげるか

APTが創立されて27年、長期間にわたって支援を受けている相談者も少なくありません。中には似たような案件で複数回支援を求めて来る場合もあります。しかし、残念ながらAPTはボランティア団体であり、活動頻度、支援する人員にも限りがあります。

そういう場合、やはりより継続的に支援が可能な外部の機関にどのようにつなげるか、と

いうことがテーマになります。今回は、ある相談者を社会福祉協議会（社協）の生活支援の申請につなげようと試みました。

生活支援とは、身体等に不自由のある人に、代わって金銭管理の支援をする制度です。金融機関に行くのが身体的に不自由な場合は、代わりに入出金や振込をし、精神的な問題で浪費癖や買い物依存のある場合は、予算を立てて出費

を制限範囲に納める支援を行います。

在日外国人の多くは、頼れる身内が近隣にいるとは限らないので、高齢化に伴って上記のような障がいが発生した場合、自分ひとりではどうしようもなくなってしまうこともあり得るでしょう。そのため、このような生活支援を申請することが良いのではないかと考えた次第です。

生活支援というシステムについては、まだあまり周知されていないのが現状です。まだ結論まで至っていないのですが、今後のための先行例としていい結果が出ることを期待しています。

これだけではなく、今年になってからは年金に関する相談の電話も複数回受けています。高齢化の問題は、在日外国人の間でも深刻になり

つつあるようで、2月9日には京都市国際交流協会で『外国人の高齢化』というセッションが行われました。日本人にとってもそうですが、高齢化というものは老いる本人だけではなく、周辺で「介護」にあたる人々にとっても、とても深刻な問題をもたらします。介護者と被介護者が異なる言語や文化背景、価値観を持つ場合、それに対処するにはどんな支援が必要になってくるでしょうか。そうした問題にも対応できるようになっていかなければならなくなるでしょう。

(大手 理絵)

## ごあいさつ

APTではほぼ毎年、主に福祉関係を専攻する学生を「実習生」として受け入れています。昨年度は同志社大学から、松下愛さんが学びながらともに活動して下さいましたが、この度、実習期間の終了にあたってごあいさつをいただきました。

半年間という短い期間でしたが、APTでは外国人支援を身近な形で学び、クライエントの相談の陪席なども行うことで、多くの経験をさせていただきました。実習の中で、日本で暮らす外国人の数々の問題を知り、時には胸が締め付けられることもありました。電話の相談内容を聞きながら、どのような支援ができるのかを考え、それに対応する制度や法律について詳しく学ぶ機会が多くあり、充実した実習だったと感じています。私にはまだまだ知らない制度があり、その制度をどのように支援に繋げていくのかなど、メンバーの方々の意見を聞き、新たな学びを得ることができたと思っています。外国人の背景や、価値観を理解し、先入観にとらわれない支援のあり方を知ることで、多文化共生社会を構築する難しさと重要性を感じることができました。

私は将来、医療ソーシャルワーカーとして働くことを考えています。入管法が改正され、これから大多数の外国人が日本に定住することを見据えた際、医療の現場でも外国人と関わる機会は多くあるはずです。その際にAPTで学んだことを生かし、外国人を理解しながら、直面する問題に真摯に向き合い、支援することができるソーシャルワーカーになることが私の目標です。

最後になりましたが、APTメンバーの皆様、実習期間中、大変お世話になりました。皆様の支援に対する姿勢、意見に刺激を受け、私自身大きく成長したと感じています。本当にありがとうございました。

同志社大学社会学部社会福祉学科  
松下愛

# 活動報告

11月1日 ~ 3月31日

- 11月**
- 17日 APT全体ミーティング・ケース協議
  - 22日 生活医療ネット関西会議@Rink
  - 24日 多文化カフェ@京都YWCA多文化共生委員会
- 12月**
- 7日 DV被害者支援専門研修@京都府家庭総合センター
  - 8日 生活医療ネット関西会議@Rink
  - 12日 京都市母子保健通訳派遣事業研修会講師派遣
  - 15日 APT全体ミーティング・ケース協議
  - 21日 配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議主催DV被害者支援シンポジウム「DVが子どもにあたえる影響について」
- 1月**
- 16日 配偶者などからの暴力に関するネットワーク京都会議@京都府家庭支援総合
  - 20日 APT全体ミーティング・ケース協議
- 2月**
- 2日 多文化カフェ@京都YWCA多文化共生委員会  
京都YWCAボランティア説明会
  - 9日 グローバルセッション「異国で老いるということ」@京都市国際協会
  - 12日 改正入管法セミナー@滋賀県国際交流協会
  - 16日 APT全体ミーティング・ケース協議  
「改正入管法」勉強会@APT
- 3月**
- 14日 生活医療ネット関西会議@Rink
  - 16日 APT全体ミーティング・ケース協議
  - 20日 大阪Philippine Community Coordinating Council(PCCC)集会

京都YWCA・APTは多文化共生社会の実現を求めて外国籍もしくは外国にルーツを持つ住民のための支援プログラムを展開している京都YWCAのグループです。

**相談電話 : 075-451-6522**

**月曜日 13:00~16:00**

**木曜日 15:00~18:00**

**メール相談も受け付けます。**

apt@kyoto.ywca.or.jp

| 分類   | 項目        | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 延べ件数 |
|------|-----------|-----|-----|----|----|----|------|
| 相談対応 | 継続        | 32  | 22  | 19 | 18 | 31 | 122  |
|      | 新規        | 3   | 2   | 7  | 3  | 3  | 18   |
| 方法   | 電話        | 50  | 40  | 31 | 27 | 67 | 215  |
|      | メール       | 13  | 23  | 4  | 2  | 3  | 45   |
|      | 来所        | 3   | 2   | 2  | 4  | 5  | 16   |
|      | 同行        | 1   | 1   | 2  | 1  | 1  | 6    |
|      | 訪問        | 3   | 0   | 1  | 0  | 1  | 5    |
|      | FAX       | 0   | 2   | 3  | 0  | 1  | 6    |
|      | 手紙        | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0    |
|      | Messenger | 0   | 0   | 0  | 0  | 7  | 7    |
| 通訳派遣 | 京都市       | 6   | 5   | 4  | 5  | 3  | 23   |
| 依頼   | 京都府       | 0   | 0   | 2  | 0  | 0  | 2    |
|      | 個人        | 0   | 1   | 0  | 0  | 0  | 1    |
|      | 翻訳        | 1   | 0   | 0  | 0  | 0  | 1    |

| 新規相談件数集計                    |    |     |
|-----------------------------|----|-----|
| (2018年11月1日~2019年3月31日:18件) |    |     |
| <b>●国籍別</b>                 |    |     |
| フィリピン                       |    | 8   |
| 日本・台湾                       |    | 各2  |
| アフガニスタン・オーストラリア・タイ・ギニア・トルコ  |    | 各1  |
| 不明                          |    | 1   |
| <b>●性別</b>                  |    |     |
| 女性                          | 14 | 男性  |
|                             |    | 4   |
| <b>●居住地</b>                 |    |     |
| 京都                          | 14 | 滋賀  |
| フランス                        | 1  | 不明  |
|                             |    | 2   |
| <b>●相談内容</b>                |    |     |
| 離婚                          | 4  | 結婚  |
| 通訳・翻訳                       | 4  | 子ども |
| 生活                          | 2  | 労働  |
|                             |    | 5   |

## 京都 YWCA

〒602-8019 京都市上京区室町通出水上ル  
TEL: 075-431-0351  
FAX: 075-431-0352  
e-mail: office@kyoto.ywca.or.jp  
HP: <http://kyoto.ywca.or.jp/>

YWCA (Young Women's Christian Association) は、キリスト教を基盤に、世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際NGOです。1855年に英国で始まり、今では日本を含む120あまりの国と地域で、約2,500万人の女性たちが活躍しています。